



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会社名 J B C C ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 隆司
(コード番号 9889 東証第一部)
問合せ先 上級執行役員 経営企画担当 村松 文子
(TEL 03-5714-5171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日付で発表いたしました監査等委員会設置会社への移行に関連し、平成 28 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件(監査等委員会設置会社への移行等による)」を平成 28 年 6 月 16 日開催予定の第 52 期定時株主総会にお諮りすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社が潜在的に有する企業価値の実現に向けて、取締役会における執行機能と監督機能の分離を明確化し、コーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図るために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会の規程の削除等の変更を行うものであります。また、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)に、目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 16 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 16 日(木)

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行通り)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略) (条文省略)	第2条 (現行通り) (現行通り)
イ) コンピュータ、コンピュータ関連機器、各種情報機器、医療・介護用機器及び事務用機器並びにこれらに関連する機械、装置、器具及び製品	イ) コンピュータ、コンピュータ関連機器、各種情報機器、医療・介護用機器、 <u>事務用機器及び造形・加工用機器</u> 並びにこれらに関連する機械、装置、器具及び製品
ロ) ~ 八) (条文省略) ~ (条文省略)	ロ) ~ 八) (現行通り) ~ (現行通り)
第3条 (条文省略) (新設)	第3条 (現行通り) (機関)
第4条 (条文省略)	<u>第4条</u> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>取締役会</u> <u>監査等委員会</u> <u>会計監査人</u>
第2章 株式	第5条 (現行通り) 第2章 株式
第5条 ~ 第11条 (条文省略)	第6条 ~ 第12条 (現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 ~ 第13条 (条文省略)	第13条 ~ 第14条 (現行通り)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法務省令</u> に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの	第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、 <u>法令</u> に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもの

<p>とみなすことができる。</p> <p>第15条～第16条（条文省略）</p> <p>（議事録）</p> <p>第17条 株主総会における議事については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役会の設置）</p> <p>第18条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.～3.（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.補欠又は増員により選任された取締</p>	<p>なすことができる。</p> <p>第16条～第17条（現行通り）</p> <p>（議事録）</p> <p>第18条 株主総会における議事については、<u>法令</u>で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（削除）</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。但し、<u>監査等委員である取締役とその他の取締役とは、区別して選任する。</u></p> <p>2.～3.（現行通り）</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後の2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p>
---	---

役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. (条文省略)

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長及び取締役副会長各1名並びに取締役副社長、取締役専務及び取締役常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 (条文省略)

(新設)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. (現行通り)

3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長及び取締役副会長各1名並びに取締役副社長、取締役専務及び取締役常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 (現行通り)

2. 前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集し、議長となることができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

<p>(取締役会の決議方法等) 第25条 (条文省略) 2. 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、議決に加わることができる取締役の全員が当該決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第26条 (現行通り) 2. 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、議決に加わることができる取締役の全員が当該決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事については、<u>法務省令</u>で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した取締役及び<u>監査役</u>がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事については、<u>法令</u>で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第28条 (現行通り) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>株主総会の決議によって定める。但し、監査等委員である取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>第29条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第30条 (現行通り) (削除)</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置) 第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の数) 第31条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)

<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集権者) 第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会議の目的たる事項を記載し、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会の議事録については、法令で定めるところにより開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の事項を書面への記載又は電磁的記録をもって議事録として作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第41条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第40条～第42条 (現行通り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第52期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる、監査役(監査役であったものを含む。)の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において取締役の決議によって免除することができる。</u></p>
---	---